

老高発0325第1号
令和7年3月25日

各都道府県高齢者保健福祉主管部（局）長
各市区長村高齢者保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について
（令和5年3月）」の改訂について（周知）

日頃より、高齢者虐待防止施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、都道府県、市町村等における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に作成している「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月）」（以下「国マニュアル」という。）の改訂を行いましたので、お知らせいたします。

令和6年度の介護報酬改定において、高齢者虐待防止の推進及び身体的拘束等の適正化の推進を図ったことや、高齢者虐待防止法第13条に基づいた面会制限に関する裁判例を踏まえた手続きにおける留意点の追加など、自治体等による高齢者虐待対応について最新の状況を反映する必要があるため、今般改訂を行うこととしました。

また、令和5年度の老健事業で作成した「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」を、国マニュアル別冊として再構築し、虐待対応におけるQ&Aの充実も図っております。

各都道府県、市区町村におかれましては、今回の改訂の内容について十分御了知いただくとともに、高齢者虐待に対する迅速かつ適切な対応、虐待防止に関する体制整備の充実及び取組等が一層推進されるよう、御配慮をお願いいたします。

なお、本通知は、「令和6年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案も踏まえた対応であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。